

第11回特別弔慰金請求書の
受付開始について

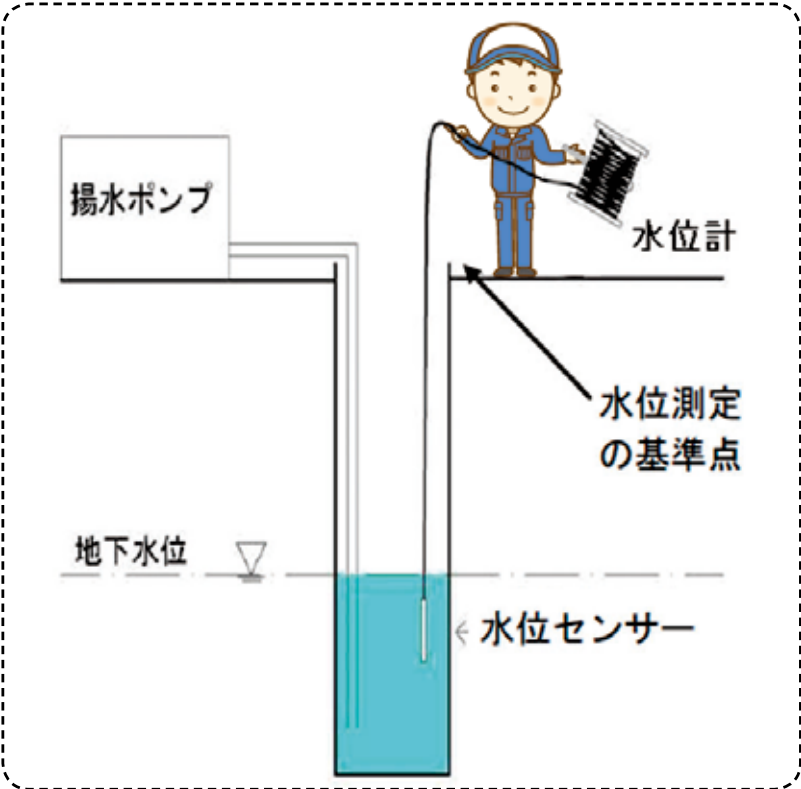
- 支給対象者
令和2年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。
支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で
①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
②戦没者等の子
③戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の遺族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります
- 支給内容
額面25万円、5年償還の記名国債（年額5万円）
第1回目償還日 令和3年4月15日
以後、毎年4月15日以降、償還先郵便局等において受け取りができます。
※償還日が過ぎたものは、まとめてお受け取りができます。
- 請求窓口
高森町役場 住民福祉課 福祉係

☎ 住民福祉課 福祉係 ☎62-2911（直通）

使っていない井戸を探しています！

「昭和北地区・昭和南地区」において、地下水位調査にご協力いただける井戸を探しています。
調査内容は毎月1回、県職員が井戸に水位計を投入し、地下水位を測定（水面が地表面から何メートル下にあるか測定）するもので、1回の調査時間は約10分です。
使っていない井戸をお持ちで、県の地下水位調査にご協力いただける方は、下記までご連絡いただきますようお願いします。

測定のイメージ



☎ 熊本県 環境立県推進課 ☎096-333-2272（直通）

令和2年度政府主催慰霊巡拝の
実施予定について

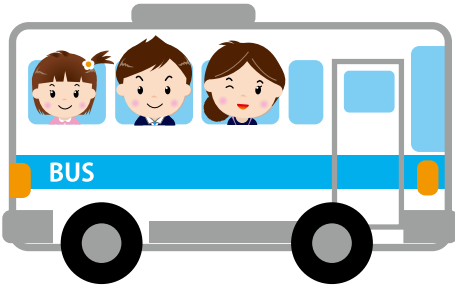
- 厚生労働省では、先の大戦における旧主要戦域や、遺骨収集が困難な海上での戦没者の遺族を対象として、慰霊巡拝を実施しています。
- 参加対象者
実施地域における戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪
※実施地域については、熊本県のホームページをご覧ください。
→https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_30688.html
 - 申込方法
・県社会福祉課援護恩給班まで電話またはメールでお問い合わせください。
・4月以降に、参加希望地域の詳しい日程表、申し込み用紙等をお送りしますので、必要書類（戸籍謄本写し、健康チェック票等）を添えてご提出ください。
 - 申込先
熊本県 健康福祉部 社会福祉課
TEL：096-333-2198 FAX：096-381-9025
メール：shakaifukushi@pref.kumamoto.lg.jp
 - その他
参加決定者へは、国から旅費の一部が補助される予定です。

☎ 住民福祉課 福祉係 ☎62-2911（直通）

バス通学定期券の助成について

南阿蘇鉄道に代わる九州産交バス南郷ライナー号で通学する高校生・専門学生・大学生等に定期券金額の一部助成を行っています。
助成金の額は、南阿蘇鉄道、JRの定期券金額と南郷ライナー号定期券金額の差額を助成するものです。
助成金申請の際は、定期券購入後に九州産交バスで発行する証明書と印鑑を教育委員会までご持参ください。

☎ 教育委員会 学校教育係 ☎62-0227（直通）



高齢者入浴料一部助成事業の
廃止について

令和元年6月から町内及び南阿蘇村の一部の温泉施設入浴料について助成を行ってきましたが、令和2年5月15日（金）までの受付・販売をもって制度を廃止します。
お持ちの入浴券については、事業廃止後もご利用できますが、払い戻しは致しませんのでご注意ください。

- 対象施設
町内 月廻り温泉
南阿蘇村 瑠璃、四季の森、ウィナス

☎ 住民福祉課 福祉係 ☎62-2911（直通）